

芝地区総合支所区民課

## 議案第46号 港区事務手数料条例の一部を改正する条例について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の一部改正により、個人番号を通知するための通知カードが廃止されたことに伴い、港区事務手数料条例（昭和33年港区条例第2号）の一部を次のとおり改正します。

### 1 改正内容

区が住民票等証明書を発行するにあたり、申請者から徴収する事務手数料を定めている「港区事務手数料条例」から、通知カードを再交付する際の手数料についての規定を削除します。

### 2 背景及び改正理由

平成27年10月以降、地方公共団体情報システム機構から個人番号が付番された住民に対しその個人番号を通知するため送付されていた通知カードが、令和2年5月25日から個人番号通知書による通知に変更されました。

このことにより、通知カードの新規発行、再交付及び住所移転等に伴う記載事項の変更手続きが廃止されることになりました。

### 3 施行期日

公布の日